

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

被告 社会福祉法人 S 会

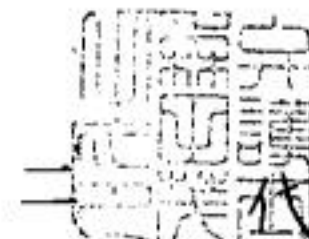
証拠説明書(5)

平成27年9月16日

名古屋地方裁判所 民事第4部イC係 御中

原告訴訟代理人弁護士

中 谷 雄



同

森 田



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲17	通達「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について」(抜粋)	写し 14.12.26	厚生労働省 社会・援護 局障害保健 福祉部長	通達によって、指定施設は「健康管理の記録等」を「その完結の日から5年間備えておかなければならない」と定められていること。	